陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 23 号
件名	学費と教育条件の公私間格差是正に向けて,私立高等学校への私 学助成の充実を求める意見書の提出について
罗旨	県内の私立高校は、各校が持つ建学の精神に基づいて豊かな教育をつくり、地域の子供たちの教育にも尽力しながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。 2010 年度に発足した国の就学支援金制度は、10 年目となる来年2020 年度に年収 590 万円未満世帯に対する授業料部分の無償化が実施される見通しです。 しかし、就学支援金は支給対象が授業料のみに限定されているため、他の学費である施設設備費や入学金はそのまま負担として残されます。授業料が無償となる年収 590 万円未満世帯では、年額約 17 万円から 27 万円の負担が残され、公立の学費負担の年額ゼロ円から 5,650 円と比べて、大きな格差となっています。また、国の就学支援金支給対象となる年収 590 万円から 910 万円未満世帯では、学費負担は年額約 46 万円にもなり、公立の学費の年額5,650 円と比べ、格差はさらに拡大します。当会が実施した県内私立高校生アンケート(2017 年実施)によれば、「私立高校の学費について感じることは」との問いに対し、7割の高校生が、「親の負担に対して後ろめたく思う」との回答を寄せています。学費の高い私立高校に入学したことが重荷となって、高校生の心を深く傷つけています。私立高校生が学費のことを心配することなく安心して学校で学ぶことができるよう、国の制度拡充と相まった県独自の学費軽減制度の拡充が強く望まれます。
付 年月日 委員会	令和元年9月13日 市民厚生常任委員会
受 理	令和元年 9 月 6 日 第 290 号

また、教育条件における公私間の格差是正も重要な課題となっています。2005 年度から 2018 年度の 14 年間の教員数の推移を見ると、2005 年度の専任教員 665 人から 2018 年度の 683 人と、18 人の増に対して、有期雇用の常勤講師は 2005 年度の 77 人から2018 年度の 150 人と、73 人も増加しています。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は、建学の精神に基づく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していく必要から、有期雇用の常勤講師より専任教員をふやすことが必要不可欠です。

公立高校では、全教員に占める専任教員の割合が 79% (2018 年度)であるのに対し、私立高校では専任教員の割合が 62% (2018 年度)にとどまっています。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常費への公費助成額の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約 105 万円の経常費への公費支出がありますが (2017 年度決算県教委資料)、私立高校生には1人当たりその3分の1に当たる約35万円 (2018 年度)の経常費助成にとどまっています。専任教員の増員を図るためには、せめて公立経費の2分の1助成の実施など、経常費助成の増額が必要です。

未来ある子供たちのために、経済的格差により子供たちの学校 選択の幅が狭まることのないように、また同時に私学教育本来の よさが一層発揮されるように私学助成の増額、拡充が強く求めら れます。

以上を踏まえ、地方自治法第 99 条の規定により、学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。